

戦前バージョン

通常の減価償却手続き

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	5期合計
売上高	350	350	350	350	350	1750
営業費用(減価償却費を除く)	200	200	200	200	200	1000
減価償却費	100	100	100	100	100	500
営業利益(=税引前当期純利益)	50	50	50	50	50	250
法人税等(税率40%)	0	0	0	0	0	0
当期純利益	50	50	50	50	50	250
(参考:戦後の税務上の繰越欠損金)	0	0	0	0	0	(残高0)
配当前の期末繰越利益剰余金	50	50	50	50	50	250
税引後の株主の利益額	30	30	30	30	30	150

減価償却手続きなし

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	5期合計
売上高	350	350	350	350	350	1750
営業費用(減価償却費を除く)	200	200	200	200	200	1000
減価償却費	500	0	0	0	0	500
営業利益(=税引前当期純利益)	-350	150	150	150	150	250
法人税等(税率40%)	0	0	0	0	0	0
当期純利益	-350	150	150	150	150	250
(参考:戦後の税務上の繰越欠損金)	-350	-200	-50	0	0	(残高0)
配当前の期末繰越利益剰余金	-350	-200	-50	100	150	250
税引後の株主の利益額	0	0	0	60	90	150

注:
戦前には法人税自体がありませんでしたから、法人に税務上の欠損(損金額が益金額を超過する状態)が生じること自体がありませんでした。当然、繰越欠損金(制度)もありませんでした。したがって、「減価償却手続きなし」=「減価償却手続きなしかつ繰越欠損金制度なし」、となります。



○結論 其之壹

減価償却手続きを行っても行わなくても、トータルでは、株主の利益合計額は同じ。

○結論 其之貳

企業会計上の負の繰越利益剰余金が、結果として当世の税務上の繰越欠損金と同じ役割・効果を果たしている。

会社が計上した利益は株主に帰属しているが、会社が計上した損失は株主に帰属していない、と言える。この非対称性は、株式会社における株主の有限責任制度の一側面を表している、と言えるだろう。